

三重県看護職員キャリアアップ支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県看護職員キャリアアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、急速な少子高齢化の進展に伴い、県民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれる中、地域の保健・医療・介護の課題に的確に対応していくためには、高い資質を備えた看護職員の確保・養成が急務となっていることから、県内の中堅看護職員等の資質向上を促進し、これをもって患者及び妊産褥婦が安心して暮らせる地域づくりに資することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の対象は、次の各号に定める者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を受講させるため、同条同項第5号に規定する指定研修機関に看護職員を派遣する三重県内の病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等。以下「病院等」という。）。
- (2) 助産師就業場所の偏在解消や助産実践能力の向上を図るために助産師を出向させる三重県内の病院等。
- (3) その他知事が必要と認める者。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出された額とする。ただし、特定行為研修の受講期間が複数年度にわたる場合は、原則として研修の受講に要する費用を按分して、それぞれ次の各号に定めるところにより年度ごとに算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助対象経費と別表の第2欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定した額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額は予算の範囲内において決定するものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) (3)により補助対象ごとに算出される年間の交付額の総額が、予算額を上回る場合は、知事は合計額の範囲内で調整するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条及び第12条の規定にかかわらず、交付申請を交付申請書(第1号様式)で、実績報告を実績報告書(第6号様式)で、それぞれ行うものとする。

2 補助金の交付申請書等の提出期限及び添付書類は次のとおりとする。

区分	提出期限		添付書類			
	交付申請書	実績報告書	交付申請書		実績報告書	
			名称	様式	名称	様式
特定行為研修受講	知事が指定する日	事業完了日(中止・廃止の場合にはその承認を受けた日)から起算して1か月又は翌年度4月7日のいずれか早い日	事業計画書 法人等役員一覧	別紙アー1 別紙イ	事業実績書	別紙エー1
助産師出向	知事が指定する日	事業完了日(中止・廃止の場合にはその承認を受けた日)から起算して1か月又は翌年度4月7日のいずれか早い日	事業計画書 法人等役員一覧	別紙アー2 別紙イ	事業実績書	別紙エー2

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があった場合において、申請書類を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定は、交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

3 第11条に規定する変更申請があった場合には、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更承認及び補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(ただし、軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の中止又は廃止を行おうとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度から5年間保存しておかななければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- (6) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除設置要綱(以下「暴排要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- (8) 暴排要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(9) 特定行為研修の受講期間が複数年度にわたる場合は、原則として研修の開始から修了までの全ての年度において、それぞれ申請があったものに対して交付を行うものとする。

(10) 特定行為研修の受講に要する経費は、原則として研修を修了することを交付の条件とし、前年度までに補助金が交付された研修を修了できなかった場合、補助事業者はこれを全額返納しなければならない。

(11) その他知事が必要と定めた事項によること。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第5条第1項第1号及び本要領第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、交付決定額に変更が生じないもの及び交付決定額の20パーセント未満の減額とする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、その交付決定の通知を受領した日から30日以内に交付申請取下届(第10号様式)を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

(補助金の交付対象期間)

第10条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(変更申請)

第11条 第7条第1項第1号、又は同条同項第2号の規定により、知事の承認を受けようとするときには、その理由及び内容を記載した変更承認申請書(第4号様式)又は中止・廃止承認申請書(第4-2号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行状況の報告やその他必要資料の提出を求めたときは規則第10条の規定により、状況報告書(第3号様式)を求めた日から30日を経過した日までに、当該報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第5条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助金の額を確定した場合、知事は、補助事業者に対し、補助金交付額確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとし、補助事業者は、請求書(第9号様式)を知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 4 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要領の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
特定行為研修の受講に要する経費（申請年度の受講期間に係る経費のうち、病院等が特定行為研修に支出するもの、又は病院等が派遣看護職員に対し受講に要する経費相当額として支出するもの）	派遣看護職員 1 人あたり 1,000 千円	2 分の 1
助産師出向に要する経費（旅費若しくは宿泊費で病院等が助産師出向に支出するもの、又は病院等が出向者に対し出向に要する旅費若しくは宿泊費相当額として支出するもの）	出向者 1 人あたり 500 千円	2 分の 1